

14 明治一七年から二一年までの医籍登録者について

樋口輝雄

明治一六年一〇月、太政官布告第三五号により「医師免許規則」が制定され、翌一七年一月一日より施行された。第一条で「医師ハ医術開業試験ヲ受ケ内務卿ヨリ開業免状ヲ得タル者」と規定し、官立(東大医学部)のほか、特許を得た府県立医学学校の卒業生には無試験で、外国大医学部卒業生あるいは外国での医術開業免状所持者には審査の上、免状が授与されることとなった。また第七条で医籍登録とその公告方を明示した。

明治一七年以降の医籍登録者数および医籍登録第一号が中野啓覚氏(東大医学部別課卒業)であることは、すでに小関恒雄先生が官報の記載事項を基に報告されているが、演者は明治一七年から二一年までの五年間、約一五〇〇号の官報を調査し、医籍登録者名に掲載順に通し番

号を付し、名簿を作成した。官報では「医術開業免状ヲ

授与シ医籍ニ登録シタル人名」を「成規ノ試験ヲ経シ者、

齒科、東京大学医学部及医科大学卒業ノ者、特許医学校

卒業ノ者、外国医学校卒業ノ者、限地開業ノ者」の順に

族籍と氏名を掲載している。限地開業とは医師免許規則

第五条の「医師ニ乏キ地方ニ於テハ府知事県令ノ具状ニ

ヨリ：其履歴」により仮開業免状を授与された者である。

五年間の官報のうち、二四一号(一七年四月二二日号)よ

り一六三八号(二一年二月一三日号)の三九号に医籍登

録者が掲載されていた。その総数は演者の集計では三四

七〇名で、試験及第は永山純良以下一四一八名、東京大

学医学部卒業は中野啓覚以下八〇九名、特許医学校卒業

は明治一七年六月に甲種岡山県医学校を卒業した津下

(守屋)甫一郎以下一一〇六名、外国大学医学部卒業は牧

亮四郎以下六名、限地開業は松山熊太郎以下五九名で、

齒科試験及第は青山千代次以下七二名であった。

医籍登録番号については、『日本医籍録第一版』(大正一

四年)を基に現在調査中だが、三四二四番目に掲載の阿形

純は医籍三三四六号であった。齒科については、別に齒

科医籍が編成され、昭和五年の『日本歯科医籍録』には登録番号順に族籍、氏名、登録年月日等掲載されているが、官報での掲載順序にほぼ対応している。

また、明治一七年より医術開業試験規則に基づく試験が年二回実施されることとなり、第一回目は東京ほか八か所で三月上旬から六月中旬に行われた。官報三五三三号（明治一七年八月二九日号）「内務省報告」によれば、出願者一六〇三名、受験者一〇二一名で及第は三五〇名、医術開業歯科試験への出願者三名は全て及第している。歯科試験は一回であったが、内外科（一般医科）は前期と後期試験があり、第一回前期試験の合格者は、受験地別では、東京二一五、名古屋一九、仙台六、大阪九、岡山六、松山三五、弘前一五、金沢一五、長崎二七名で、歯科は東京で竹下初太郎と青山千代次の二名、長崎で村岡時造、計三名が合格している。青山千代次は歯科医籍登録第一号となったが、竹下初太郎は明治一九年に第一八号で、村岡（久野）時造は二七年に第二三三号で登録している。その意味では資格取得（試験及第等）と医籍登録の年月日とは必ずしも対応していない。この一七年の第一回前期

試験合格者三四七名のうち、二一年までに医籍登録が確認された者は試験二四八名、東京大学、特許医学校卒各一名、計二五〇名であり、七一パーセント強が後期試験に合格したことになる。

なお『内務省衛生局年報明治二一年至二二年』には「臨時神戸医術開業試験ハ其受験者五九名内及第四四名」とあり、臨時神戸医術開業試験は、「特許ヲ得タル府県立医学校生徒ニシテ……廃校ノ砌在学シ第四年前半期ヲ了シタル者ニ限り医術開業志願ノ者ニハ此際特ニ举行」されたと記されている。明治二二年には初の医籍録である『日本医籍全』が刊行されたが、当時の医術開業試験等についても諸資料を基に報告したい。

（日本歯科大学新潟歯学部医の博物館）